

# てつにだより 令和5年度 5月号

## 社内で回覧してください

- \*業務課からのお知らせ・・・出産育児一時金の支給額が引き上げられました
- \*保健事業部からのお知らせ・・・令和5年度の主な疾病予防事業
- \*総務部からのお知らせ・・・第98回歩こう会を実施いたしました

## ～ 現行の保険証が無くなる！？ ～

マイナンバーカードで保険診療が受けられるようになったことはもうご存知ですよね。オンライン資格確認制度が導入されて、医療機関の窓口で患者さんの健康保険の資格情報が確認できるようになっています。マイナンバーカードで医療機関の受付をすると、高額な自己負担に備えるための限度額認定証の発行が不要になるほか、この4月からは被保険者証を提示した時より窓口負担が軽減されています。

マイナンバーカードは既に国民の4人のうち3人に当たる75%を超える方が交付申請を済ませ、交付を受けた方のうち65%の方が保険証の登録を終えています（令和5年3月現在）。今後、マイナンバーカードの普及状況にもよりますが、現在の保険証は令和6年秋にマイナンバーカードに統一されて廃止することが予定されています。

健康保険の資格取得や喪失などの手続きは電子申請が推奨されており、被保険者証の発行や回収などの手間を省けることから、保険者と加入者双方にメリットがあります。

医療費控除の確定申告も申告期間中はマイナンバーカードがあれば「自宅から24時間受付が可能」など、ますます便利になりました。

マイナンバーカードを持っていない方には保険証に代わる「資格確認書（有効期限1年以内）」を保険者（健保組合）が無償発行することで保険診療が受けられますが、まだお持ちでないようでしたら早めにマイナンバーカードを申請して保険証の登録を済ませておきましょう。スマホやパソコンを使っての登録は苦手という方も前もって手続き方法をプリントしてから取り組めば何とかなるものです（実体験より個人差あり）。そうそう、くれぐれもマイナンバーカードの4桁の暗証番号はお忘れなく！



～ 業務課からのお知らせ ～

◆ 令和5年4月1日から出産育児一時金の支給額が引き上げられました

法改正(令和5年4月1日施行)により、令和5年4月1日出産分から出産育児一時金が1児につき50万円(産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産された場合や妊娠22週未満で出産された場合の出産育児一時金は1児につき48.8万円)に引き上げられました。

	令和5年4月1日以降の出産	令和4年1月1日～令和5年3月31日の出産	令和3年12月31日以前の出産
産科医療補償制度加入 医療機関等で、妊娠22週以降に出産	50万円	42万円	42万円
産科医療補償制度加入 医療機関等で、妊娠22週未満で出産	48.8万円	40.8万円	40.4万円
産科医療補償制度未加入 医療機関等で出産			

\*\*\* 出産育児一時金付加金について \*\*\*

鉄二健保では出産育児一時金付加金3万円を支給しています。  
被保険者および被扶養者の出産に対し支給されますのでお忘れなくご請求ください。

出産育児一時金付加金は、「直接支払制度」を利用した場合でも、当健保組合への申請が別途必要です。



◆ マイナンバーカード保険証利用には健保組合へマイナンバーの届出が必要です

政府は令和6年秋に保険証を廃止する方針を示しました。保険証の廃止後はマイナンバーカードが保険証の代わりとなります。

マイナンバーと保険証との紐づけ登録は健保組合が行っています。健保組合へマイナンバーが未届けであったり、加入手続きが遅れると医療機関や薬局で資格確認が出来ず、マイナンバーカードが保険証として利用できませんので、速やかに健保組合への加入手続き及びマイナンバーの届出をお願いします。

- ・ マイナンバーカードを保険証として使うには、下記①②の手続きが必要です。
  - ①事業所を通じて健保組合にマイナンバーの届出をする(資格取得届・被扶養者異動届等)
  - ②従業員・家族がマイナンバーカード取得後に保険証利用の登録をする

## ～ 保健事業部からのお知らせ ～

### ◆ 令和5年度の主な疾病予防事業 ～ 詳細やその他の事業は、鉄二健保ホームページをご覧ください ～

#### ●禁煙サポート事業…ニコレットなどによる数日間の「ノンスモ禁煙サポートプログラム」

利用対象者： 被保険者・被扶養者

(禁煙サポート事業へのお申込は一人1回限り)

禁煙サポートのお申込はコチラから



参加費用： **2,000円** (総額11,000円のうち9,000円は健保組合が負担します。)

※お申込後、登録メールアドレスに請求書が届きます。

PCでのお申込フォーマットURL <https://d-cube.net/108/no-smoking-user/two-weeks-new>

#### ●健康づくり講演の講師派遣事業…申込受付中！

会社で開催の健康講演会や健康測定イベントに講師や専任スタッフを無料で派遣いたします。  
オンラインでの実施も可能ですので、是非、お申込ください。

※実施事業者は、「公益財団法人明治安田厚生事業団」及び「a v i v o株式会社」です。

#### ●身体活動量計を用いた健康活動事業の令和5年度申込を受付中！

令和5年度の新規参加を8月末日まで募集しています。是非、ご参加ください。  
既に活動量計を所持されている方は自動継続されるため、5年度のお申込は不要です。  
また、令和4年度のインセンティブ対象期間は3月末日で終了しましたので、  
集計が完了次第、表彰などのご案内をいたします。

### ◆ 組合の補助を受けずに健診を受診された方の健診結果をご提出ください。

当組合の健診補助を利用せず人間ドックなどを受けられた方の「健診結果(写)」を当組合へご提出ください。令和4年度と5年度に受診された健診結果のご提出を受け付けています。  
なお、40歳以上の方の健診結果ご提出の際は、「特定健診22項目質問票」も併せてご提出ください。  
※鉄二健保ホームページより、「特定健診22項目質問票」をダウンロードすることができます。

### ◆ 被扶養者の方へ『健診のご案内』を送付いたしました。

5月中旬に35歳以上の被扶養者の方へ『健診のご案内』をご自宅へお送りいたしました。  
今年度より被扶養者向けの「巡回レディース健診コース」を新設し、  
市民会館や県民ホール及びショッピングモールやホテルなどでの会議室と  
健診車を利用した会場健診をお受けいただけるようになりました。  
被保険者の方からも奥様などへ健診の受診を、ぜひお勧めください。



## ◆ 健康管理委員の登録について

事業所が健保組合と連携して、自社の従業員の健康づくり並びに疾病予防等の健康管理を推進していただくことを目的として、健保組合の規程により各事業所に1名の健康管理委員を健保組合にご登録いただいております。

まだ、健康管理委員をご登録されていない事業所につきましては、「健康管理委員登録届」を令和5年6月30日（金）までにご提出くださいますようお願いいたします。

健康管理委員登録・変更届		
登録先	_____	
事業所名	_____	
※下記事項を健康管理届書記（業務）系へ変更いただけます。		
氏名	姓 名	部 課
性別	男 □ 女 □	部 課
生年月日	昭和 年 月 日	部 課
職 名	_____	
所属	年 月 日	_____
印 名	_____	

※この届書は、健康管理委員の登録・変更を目的として発行されています。健康管理委員の登録・変更には、この届書に添付の届書が必要です。

〒100-8363 東京都千代田区千代田 1-1-1  
 鉄二健康保険組合  
 総務課  
 電話：03-3835-4341

※「健康管理委員登録届」は、鉄二健保ホームページよりダウンロードすることができます。

## ～ 総務部からのお知らせ ～

### ◆ 第98回歩こう会を開催いたしました

去る4月1日（土）、暖かい陽気の中で第98回歩こう会（文京・小石川 桜散策コース～小石川植物園～）を開催いたしました。今年の桜は開花が早く葉桜となっているところもありましたが、ゴールの小石川植物園ではきれいな桜を観ることが出来ました。

次回は11月18日（土）に開催予定の国営昭和記念公園コースになります。名物のイチョウ並木以外にも黄葉紅葉が映える園内を自由に散策できます。

詳しくはホームページやてつにふれす等でご案内いたしますので、ぜひ社員のみなさまにお知らせください。



参加風景



参加風景

東京都鉄二健康保険組合

東京都文京区湯島3-21-10

TEL 03-3835-4341 FAX 03-3834-3614

URL <http://www.tetuni-kenpo.or.jp>